

# (公財)日教弘教育研究助成事業

## 福岡支部特別支援教育振興助成募集要項

特別支援教育振興助成は、県下の特別支援教育のより一層の振興を支援するため、特別支援学校に対し、助成を行う事業です。令和6年度は、下記要領のとおり実施します。

1 主催 公益財団法人 日本教育公務員弘済会 福岡支部

2 助成要件

(1) 助成の趣旨

特別支援教育振興助成金は各学校の特別支援教育振興に必要な教材・教具、教育図書等備品購入や行事(教育研究大会・発表会等含む)運営のために助成します。

(2) 助成の対象にならないもの

- ① 営利目的又は営利につながる可能性の大きいもの
- ② 他の機関からの委託によるもの
- ③ 既に終了しているもの
- ④ 自己の財源によって十分に研究活動ができるもの

(3) 募集対象

助成対象校は福岡県内の公立特別支援学校とします。

(4) 募集期間

令和6年4月25日(木)～令和6年5月31日(金)

(5) スケジュール

令和6年5月31日 申請書提出締切

// 6月中旬 第2回教育振興事業選考委員会

// 6月中旬 採否結果の通知

// 7月中旬 助成金の交付(振込)

令和7年2月28日 成果・決算報告書提出締切

※ 申請書について、面談や問い合わせを行うことがあります。

※ 採否の理由等、選考に関わる問い合わせには回答しません。

※ 助成が決定した事業について、研究活動の進捗を確認することがあります。

(6) 応募方法

① 応募の方法等

申請者は当該特別支援学校長とし、**所定の申請書「様式1(特支)」**を弘済会に郵送してください。

② 申請書の提出期限

**令和6年5月31日(金)(必着)**

各種様式はこちらから!

日教弘福岡支部 [検索](#)

③ 交付方法等

○ 当該学校において、弘済会が交付(目録贈呈)します。

○ 交付の際は、原則、全教職員の前で学校長に手交し、弘済会の事業説明(20分程度)を行います。

④ 交付校からの報告書

交付校は令和7年2月末日まで(必着)に**成果・決算報告書「様式2(特支)」**を弘済会に郵送してください。

※ 提出された報告書・資料等は当支部が公表できるものとします。

〈個人情報取扱について〉

- ・ 申請書「様式1(特支)」に記入された個人情報は、選考及び選考結果の通知、助成金振込のために使用します。

- ・助成が決定した場合は、申請書に記入された助成対象の団体名、助成対象テーマ及び助成金額や贈呈式等の模様を、ホームページ、広報誌等で公表します。

#### ⑤ 提出書類

申請書（見積書・仕様書等添付）

※ 希望の理由・使用目的について、特段の事由等がある場合は、その旨を別紙に記載し申請書に添付することができます。

※ 見積書に記載する金額は、消費税込みで、また値引きできる物品は値引後の金額を記入してください。

※ 購入希望の物品が複数ある場合は、希望順位が分かるようご記入ください。

### 3 助成金額

(1) 予算総額 300万円以内です。

(2) 助成額 1校あたり原則30万円を上限とします。

※ 申請件数が多数見込まれるため、30万円未満の案を複数案準備してください。

※ 申請内容と異なる教材・教具や教育図書等は、助成対象外とします。助成後、対象外費用に使用した場合や、報告書等に不備がある場合は、返金していただきます。用途に関する疑問等は、下記「問い合わせ先」にお尋ねください。

(3) 助成金を振り込みますので、着金ご確認の上、受領書の提出（目録贈呈時に調査役にご提出または弘済会に郵送）をお願いいたします。

### 4 選考

(1) 選考方法

① 日教弘福岡支部教育振興事業選考委員会の選考後、福岡支部幹事会の議を経て支部長が決定します。

② 助成の採否を文書で各申請団体に連絡します。なお、採否の理由についての問い合わせには回答しません。

(2) 選考の基準

① 教材・教具等の備品や教育図書購入、行事（教育研究大会・発表会等含む）運営の必要性・緊急性が明確であるか。

② 指導工夫改善に資するものとなっているか。

③ 他の学校との公平性が担保されているか。

### 5 助成対象団体の義務等

(1) 助成金額が30万円の場合は、覚書を交わします。

(2) 申請書の内容に従って助成金を使用します。また、成果・決算報告書「様式2（特支）」に領収書（コピー可）を貼付し、ご提出ください。

(3) 報告書様式は、上記ホームページよりダウンロードし、必要事項を記入し下記福岡支部に郵送してください。なお、提出された報告書・資料等は、当支部が公表できるものとします。

### 6 その他

(1) 提出された書類等は返却しません。

(2) 万一、故意の虚偽記載が認められた場合は、当該申請は無効とし、以降の申請は受け付けません。

(3) ホームページやお便り等で助成事業の成果を説明する場合は、次のように記載をお願いします。

「特別支援教育の充実にあたっては、公益財団法人 日本教育公務員弘済会 福岡支部から、令和6年度の特別支援教育振興助成事業の助成を受けました。」

### 7 問い合わせ先

公益財団法人日本教育公務員弘済会福岡支部

〒810-0001 福岡市中央区天神2丁目13番17号 恒松ビル8階 担当 細川

TEL:092-751-0895 FAX:092-715-2093

E-MAIL:fukuoka@nikkyoko.or.jp URL:https://www.nikkyoko.or.jp/